特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構　定款

第１章　総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人宇都宮まちづくり推進機構という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、公共団体と民間団体が連携して宇都宮のまちづくりに取り組むための中核的な組織として、魅力ある都心部のまちづくりを推進することで、宇都宮の将来の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）社会教育の推進を図る活動

（２）まちづくりの推進を図る活動

（３）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（４）経済活動の活性化を図る活動

（５）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）特定非営利活動に係る事業

①　魅力ある都心部のまちづくりの推進に向けた事業

②　都心部の機能向上に向けた事業

③　都心部の賑わい創出に向けた事業

④　都心部の整備改善に関する事業

（２）その他の事業

①　広告事業

②　コンサルタント事業

③　出版事業

２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は同項第１号に掲げる事業に使用するもとする。

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の４種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）における社員とする。

（１）正会員　　この法人の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人及び団体

（２）準会員　　この法人の目的に賛同して入会し、その活動の推進を補佐する個人で、概ね３０歳未満の者

（３）賛助会員　この法人の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人及び団体

（４）特別会員　この法人の目的に賛同して入会する、公共性の高い団体

（入会）

第７条　会員の入会については特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（会費）

第８条　会員は、総会において別に定めた会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

（１）退会届を提出したとき

（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

（３）継続して１年以上会費を滞納したとき

（４）除名されたとき

（退会）

第１０条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

（除名）

第１１条　会員が次の各号のいずれかに該当したときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。

（１）この定款に違反したとき

（２）この法人の名誉を傷つけるか、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第１２条　既に納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）

第１３条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事　１５人以上２０人以下

（２）監事　２人

２　理事のうち１人を理事長、若干名を副理事長、１人を常務理事とする。

（選任等）

第１４条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　理事長、副理事長、常務理事は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　常務理事は、常務を処理するとともに、事務局を統括する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること

（２）この法人の財産の状況を監査すること

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

（任期等）

第１６条　役員の任期は２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

４　任期途中において欠員となった場合は、第１４条第 1 項の規定にかかわらず理事会において新たな役員を選任することができる。ただし、直近の総会において承認を得なければならない。

（欠員補充）
第１７条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
（解任）
第１８条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
（報酬等）
第１９条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲で報酬を受けることができる。
２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
３　前２項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
（事務局及び職員）
第２０条　この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を設け、事務局長及びその他の職員を置くことができる。
２　事務局長及び職員は、理事長が任免する。
３　事務局の運営に関する事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第５章　総会

（種別）
第２１条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
（構成）
第２２条　総会は、正会員をもって構成する。
（権能）
第２３条　総会は、次の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）解散
（３）合併
（４）事業計画及び活動予算並びにその変更
（５）事業報告及び活動決算
（６）役員の選任、解任及び報酬
（７）会費の額
（８）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第５２条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
（９）その他この法人の運営に関する重要な事項

（開催）
第２４条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
（２）正会員総数の３分の１以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき
（３）第１５条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき
（招集）
第２５条　総会は前条第２項第３号の場合を除いて、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第２６条　総会の議長は、理事長がこれに当たる。
（定足数）
第２７条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第２８条　総会における議決事項は、第２５条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第２９条　各正会員の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第 1 項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第３０条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）正会員の総数
（３）出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合は、その数を付記すること）

（４）審議事項
（５）議事の経過の概要及び議決の結果
（６）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２名以上が署名しなければならない。

第６章　理事会

（構成）
第３１条　理事会は、理事をもって構成する。
２　監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
（権能）
第３２条　理事会は、定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）事務局の運営に関する事項
（４）運営委員会、部会の設置及び運営に関する事項
（５）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
（開催）
第３３条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき
（２）第１５条第５項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき
（招集）
第３４条　理事会は、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面をもって少なくとも５日前までに通知しなければならない。
（議長）
第３５条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
（定足数）
第３６条　理事会は、理事総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。
（議決）
第３７条　理事会における議決事項は、第３４条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第３８条　各理事の表決権は、平等なものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人をもって表決を委任することができる。
３　前項の規定により表決した理事は、第３６条及び第３７条第２項、第３９条第１項第３号の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第３９条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事の総数
（３）出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること）
（４）審議事項
（５）議事の経過の概要及び議決の結果
（６）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人２名以上が署名しなければならない。

第７章　組　織

（運営委員会）
第４０条　この法人は、円滑なる運営を図るため運営委員会を置くことができる。
２　運営委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
（部会）
第４１条　この法人は、事業の円滑な実施を図るため部会を置くことができる。
２　部会の長は、理事をもって充てる。
３　部会の設置及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第８章　資産及び会計

（資産の構成）
第４２条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された財産
（２）会費

（３）寄付金品
（４）事業にともなう収益
（５）財産から生じる収益
（６）その他の収益

（資産の管理）

第４３条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第４４条　この法人の会計は、法第２７条各号に掲げる原則に従って、行わなければならない。

（会計区分）

第４５条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計及び特定非営利活動に係る基金会計の３種とする。

（事業計画及び活動予算）

第４６条　この法人の事業計画及び活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第４７条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予備費）

第４８条　予算の超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加又は更正）

第４９条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第５０条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第５１条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第５２条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第９章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第５３条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の議決を経、かつ、法第２５条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（１）目的
（２）名称
（３）その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（４）主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更に伴うものに限る。）
（５）社員の資格の得喪に関する事項
（６）役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く。）
（７）会議に関する事項
（８）その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（９）解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る。）
（10）　定款変更に関する事項

（解散）

第５４条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取消

２　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承認を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第５５条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会の議決をもって決した者に譲渡するものとする。

（合併）
第５６条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第１０章　公告の方法

（公告の方法）
第５７条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１１章　雑則

（細則）
第５８条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。
２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	須　賀　英　之
副理事長	小　林　辰　興
同	横　松　　薫
同	柿　沼　　賢
常務理事	渡　邉　政　行
理事	岩　本　秀　宣
同	岡　地　和　男
同	小　島　章　利
同	齋　藤　高　藏
同	佐々木　宏　幸
同	中　津　正　修
同	鉢　木　　勇
同	大　岡　幸　雄
同	綱　川　千　夫
同	安　藤　英　夫
同	森　本　章　倫
監事	藤　井　昌　一
同	野　澤　不二夫

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成２３年５月３１日までとする。
４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第４６条の規定にかかわ

らず、設立総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第５１条の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成２２年３月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（1）正会員　　個人　年会費　１口：　１０，０００円
　　団体　年会費　１口：　５０，０００円
（2）準会員　　個人　年会費　無料
（3）賛助会員　　年会費　１口：１００，０００円
（4）特別会員　団体　年会費　無料

附則

この定款は所轄庁の認証のあった平成２２年８月３日から施行する。

附則

この定款は総会の議決のあった平成２７年５月２７日から施行する。

附則

この定款は総会の議決のあった平成２９年５月２３日から施行する。

附則

この定款は所轄庁の認証のあった令和７年７月２５日から施行する。